

青警本生企第586号
平成27年1月8日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例の制定について

この度、青森県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例（平成26年青森県条例第96号）が、平成26年12月15日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなった。

改正理由及び改正内容については、下記のとおりであることから所属職員に周知徹底し、条例の運用に誤りのないようになされたい。

記

1 改正理由

青森県迷惑行為等防止条例は、平成13年7月に制定され、ねぶた祭りの粗暴はねと対策等社会情勢を反映した迷惑行為を規制内容として、その運用を図ってきたものである。

しかし、近年、スマートフォンの急激な普及や小型カメラ等の撮影機器の発達により、悪質・巧妙な盗撮行為による被害が後を絶たないほか、恋愛感情以外の様々なトラブルに起因するつきまとい行為等が発生しており、これら迷惑行為に対応することが困難な状況となっていることから、所要の改正を行ったものである。

2 改正内容

(1) 「卑わいな言動の禁止」（第6条）の改正

ア 見出しの改正

見出し中の「言動」を「行為」に改めた。

イ のぞき・盗撮しようとする行為の規制新設

のぞき見、撮影前の「のぞき見、撮影しようとする行為」の規制を新設

(ア) 「他人の身体等をのぞき込み」する行為

(イ) 「写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を設置」する行為

(ウ) 「写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を他人の身体等に向けて」行為

(2) 「反復したつきまとい行為等の禁止」（第7条）の新設

正当な理由がないのに、同一の者に対して、次の行為を反復して行うことを禁止（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1

項に規定されているつきまとい等を除く。)

- ① つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
- ② その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ③ 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- ④ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- ⑤ 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールその他これに類する電気通信を送信すること。
- ⑥ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑦ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑧ その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

(3) 罰則の見直し

ア 「卑わいな行為の禁止」の引き上げ

(ア) 常習性なし

現行の「10万円以下の罰金又は拘留・科料」から「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」に引き上げた。

(イ) 常習性あり

現行の「6月以下の懲役又は30万円以下の罰金」から「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に引き上げた。

イ 「反復したつきまとい行為等の禁止」の新設

(ア) 常習性なし

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

(イ) 常習性あり

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

ウ 上記以外の条項

現行のとおり

4 添付資料

- (1) 青森県迷惑行為等防止条例の全文
- (2) 青森県迷惑行為等防止条例の一部改正について（新旧対照表）
- (3) 県報

担当：生活安全企画課企画係

青森県迷惑行為等防止条例

平成13年 青森県条例第5号
改正 平成26年 青森県条例第96号

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所等における著しく迷惑な行為等を防止し、もって県民生活の安全及び地域の平穏を保持することを目的とする。

(危険器具等による迷惑行為の禁止)

第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、遊技場、飲食店その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）又は電車、バス、船舶、航空機その他の公共の乗物（以下「公共の乗物」という。）内において、正当な理由がないのに、刃物、鉄棒、木刀その他の人に危害を加える器具等として使用することができる物（以下「危険器具等」という。）を振り回し、又は突き出し、その他危険器具等を用いて他人に不安を覚えさせるような行為をしてはならない。

(多数でうろつく等による迷惑行為の禁止)

第3条 何人も、公共の場所において、多数でうろつき、又はたむろして、他人に対して言い掛かりをつけ、若しくはすごみ、又は正当な理由がないのに、他人の進路に立ちふさがり、他人に付きまとい、その他他人に不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

(祭礼等における混乱誘発行為等の禁止)

第4条 何人も、祭礼その他の地域の行事又は興行その他の娯乐的催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、正当な理由がないのに、物を投げ、破裂させ、燃焼させ、又は噴霧させ、人を押しつけ、わめき、虚言を用いる等により、当該公共の場所における混乱を誘発し、又は助長するような言動をしてはならない。

(自動車等の暴走行為の禁止)

第5条 何人も、公共の場所（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路を除く。）において同項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車を運転するに当たり、正当な理由がないのに、当該自動車又は原動機付自転車を急発進させ、急加速させ、急旋回させ、蛇行させ、又は急停止させる方法その他の他人に危険を及

ばし、著しい騒音を発生させる等他人に不安、困惑又は著しい迷惑を覚えさせるような方法で走行させてはならない。

(卑わいな行為の禁止)

第6条 何人も、公共の場所又は公共の乗物内において、正当な理由がないのに、他人に不安を覚えさせ、又は他人の性的羞恥心を著しく害するような次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人の身体に直接又は衣服等の上から触ること。
- (2) 衣服等で覆われている他人の身体若しくは下着（以下「他人の身体等」という。）をのぞき見し、若しくは撮影し、又はこれらの行為をしようとして、他人の身体等をのぞき込み、若しくは写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を設置し、若しくは他人の身体等に向けること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

(反復したつきまとい行為等の禁止)

第7条 何人も、正当な理由がないのに、同一の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除き、第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行ってはならない。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールその他これに類する電気通信を送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその

知り得る状態に置くこと。

(押売等の禁止)

第8条 何人も、行商するに当たり、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 購買又は売却を拒否されたにもかかわらず、速やかに退去しないこと。
- (2) 承諾がないにもかかわらず、玄関等に販売する物品を展示し、又は座り込むこと。
- (3) 購買若しくは売却を拒否した者又はその場に居合わせた者に対し害を加えようとする気勢を示すこと。
- (4) 住居、建造物、器物等にいたずらすること。
- (5) 著しく粗野又は乱暴な言動で迷惑をかけること。
- (6) い怖、困惑若しくは嫌悪の念を抱かせるような言動をし、又は人を欺くような言動をすること。

(罰則)

第9条 第6条又は第7条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 常習として、第6条又は第7条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第10条 第2条から第5条まで又は第8条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として、第2条から第5条まで又は第8条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

(押売等防止条例の廃止)

2 押売等防止条例(昭和32年4月青森県条例第12号)は、廃止する。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年条例第96号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

青森県迷惑行為等防止条例の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p>第1条 略 第2条 略 第3条 略 第4条 略 第5条 略</p>	<p>第1条 略 第2条 略 第3条 略 第4条 略 第5条 略</p>
<p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p>第6条 何人も、公共の場所又は公共の乗物内において、正当な理由がないのに、他人に不安を覚えさせ、又は他人の性的羞恥心を著しく害するような次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>他人の身体に直接又は衣服等の上から触ること。</u></p> <p>(2) <u>衣服等で覆われている他人の身体若しくは下着（以下「他人の身体等」という。）をのぞき見し、若しくは撮影し、又はこれらの行為をしようとして、他人の身体等をのぞき込み、若しくは写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を設置し、若しくは他人の身体等に向けること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。</u></p>	<p>(卑わいな言動の禁止)</p> <p>第6条 何人も、公共の場所又は公共の乗物内において、正当な理由がないのに、<u>他人の身体に直接又は衣服等の上から触り、衣服等で覆われている他人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影する等の他人に不安を覚えさせ、又は著しいしゅう恥の念を抱かせるような卑わいな言動</u>をしてはならない。</p>
<p>(反復したつきまとい行為等の禁止)</p> <p>第7条 何人も、正当な理由がないのに、同一の者に対し、次に掲げる行為（<u>ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除き、第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行ってはならない。</u></p> <p>(1) <u>つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。</u></p> <p>(2) <u>その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</u></p> <p>(3) <u>面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。</u></p> <p>(4) <u>著しく粗野又は乱暴な言動をすること。</u></p>	

(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールその他これに類する電気通信を送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

(押売等の禁止)

第8条 何人も、行商するに当たり、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

～ 以下略 ～

(罰則)

第9条 第6条又は第7条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 常習として、第6条又は第7条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第10条 第2条から第5条まで又は第8条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として、第2条から第5条まで又は第8条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(押売等の禁止)

第7条 何人も、行商するに当たり、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

～ 以下略 ～

(罰則)

第8条 第2条から前条までの規定に違反した者は、10万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として、第2条から前条までの規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

青森県報

号外第九十一号

平成二十六年
十二月十五日
(月曜日)

目 次

条 例

- 青森県地域医療介護総合確保基金条例…………… (医療業務課) …… 二
- 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する
条例の一部を改正する条例…………… (人事課) …… 三
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …… 五
- 青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例
の一部を改正する条例…………… (同) …… 六
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… (同) …… 六
- 青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例…………… (同) …… 六
- 青森県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例…………… (警察本部) …… 三

警察本部
生活安全課
企画課

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の青森県議会議員の期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

青森県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第九十六号

青森県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例

青森県迷惑行為等防止条例（平成十三年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「言動」を「行為」に改め、同条中「他人の身体に直接又は衣服等の上から触り、衣服等で覆われている他人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影する等の」を削り、「著しいしゅう恥の念を抱かせるような卑わいな言動」を「他人の性的羞恥心を著しく害するような次に掲げる行為」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 他人の身体に直接又は衣服等の上から触ること。
- 二 衣服等で覆われている他人の身体若しくは下着（以下「他人の身体等」という。）をのぞき見し、若しくは撮影し、又はこれらの行為をしようとして、他人の身体等をのぞき込み、若しくは写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器を設置し、若しくは他人の身体等に向けること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

第八条の見出しを削り、同条中「前条まで」を「第五条まで又は第八条」に改め、同条を第十条とし、第七条を第八条とし、同条の次に次の見出し

及び一条を加える。

(罰則)

第九条 第六条又は第七条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 常習として、第六条又は第七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六条の次に次の一条を加える。

(反復したつきまとい行為等の禁止)

第七条 何人も、正当な理由がないのに、同一の者に対し、次に掲げる行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号))

第一条第一項に規定するつきまとい等を除き、第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を反復して行ってはならない。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールその他これに類する電気通信を送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名譽を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。